盛岡市電気自動車導入促進補助金交付要綱を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。 令和6年3月29日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市電気自動車導入促進補助金交付要綱

(目的)

- 第1 電気自動車の導入により自動車から排出される二酸化炭素の量の削減を図るため、電気自動車を新たに導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則(昭和50年規則第27号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。 (定義)
- 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第 185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)のうち、四輪のもの(第一種原動機付自転車及び超小型モビリティを除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - ア 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象であること。
 - イ 当該補助金を申請する年度中に初年度登録が完了すること。
 - ウ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市の区域内にあること。
 - エ 自動車検査証に記載された自動車の燃料が電気であること。
 - オ 自動車検査証に記載された用途が乗用であること。
 - カ 自動車検査証に記載された自家用・事業用の別が自家用であること。
 - (2) 第一種原動機付自転車 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」 という。)第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車をいう。
 - (3) 超小型モビリティ 省令第35条の3第1項第29号に規定する軽自動車をいう。 (補助金の交付の対象及び補助額)
- 第3 第1に規定する経費は、次の各号のいずれにも該当する者が電気自動車の車両本体の導入に要する経費(自己が負担したものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計額とし、これに対する補助額は、当該電気自動車1台につき10万円(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する者であって、市税を滞納していないもの

- (2) 自己が使用する目的で電気自動車を導入し、継続して使用する意思のある者
- (3) 過去に当該補助金の交付を受けていない者
- (4) 盛岡市暴力団排除条例(平成27年条例第9号)第9条第1項各号に掲げる者でない者 (補助の実施期限)
- 第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に 係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをするこ とがある。
- 2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る交付の件数とする。 (申請の取下期日)
- 第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりと する。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 盛岡市電気自動車導入促進補助金	1部	別に定める。
	交付申請書		
	2 盛岡市電気自動車導入促進補助金	1部	
	交付申請書類等確認書		
	3 事業計画書	1 部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	1 盛岡市電気自動車導入促進補助事	1 部	別に定める。
	業変更承認申請書		
	2 変更事業計画書	1 部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1 部	別に定める。
規則第14条	1 盛岡市電気自動車導入促進補助事	1 部	別に定める。
	業完了報告書		
	2 事業実績書	1 部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	盛岡市電気自動車導入促進補助金請求	1 部	補助金額確定通
	書		知を受領した日
			から起算して14

			日以内又は当該
			年度の3月31日
			のいずれか早い
			日
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。